

令和 7 年度丹南青少年愛護センター運営方針

令和 6 年中の犯罪の発生状況について、全国の刑法犯認知件数※₁は、3 年連続前年比で増加した。また、犯罪少年※₂は 26,219 人（前年比 2,237 人増）、触法少年※₃は 8,653 人（同 640 人増）であった。

一方、本県では、犯罪少年は 212 人（同 44 人増）、触法少年は 39 人（同 1 人減）であった。

令和 6 年度中の主な少年事件として、同年 10 月、関東圏に住む男子中学生（14 歳）らが、匿名性の高い通信アプリで成人のリクルーター役に指示され、山口県で一般住宅への強盗を企てた（侵入）強盗予備事件、同年 5 月、女子中学生（14 歳）らが SNS で犯罪実行者の募集に応募し、弁護士を装って高齢女性から現金をだまし取った特殊詐欺事件（東京都）など、SNS を利用した犯罪が多く発生している。

少年の大麻事犯については、検挙人員が高水準ではあるが令和 5 年からやや減少している一方、本県では、同年 11 月、男子高校生（17 歳）らが、大麻を使用していたとして保護者に連れられて警察署に出頭、自宅などを家宅捜索したところ乾燥大麻が発見された大麻取締法違反事件が発生しており、若者の間で広がる大麻の使用が懸念されている。

また、SNS に起因する事犯※₄の被害児童数※₅は 1,486 人（同 179 人減）と、5 年連続減少しているものの、依然として高い水準で推移している。学職別では、小学生の被害児童数が 136 人（被害児童全体の約 9 %）と、平成 27 年の 35 人（同約 2 %）に比べて 3 倍以上に増加するなど低年齢化が顕著であり、極めて憂慮すべき状況となっている。

このような現状を踏まえ、当センターでは、青少年の心の隙間を埋める「愛の一声」補導活動や「ヤングテレホン」相談活動とともに、非行防止、健全育成のための広報啓発活動を推進して、SNS 等を介した犯罪や被害の防止に努めるとともに SNS の適正な使い方、補導に関する研修会や小・中・高校・高専等との生徒指導連絡会等を通して、家庭、地域、学校、警察、県、市町等の関係機関と緊密な連携を図り、青少年を厳しくも温かく見守る地域社会づくりに努め、社会全体で青少年の健全な育成を支援する活動に積極的に取り組んでいく方針である。

※₁ 警察庁ホームページ「少年非行及び子供の性被害」参照

※₂ 刑罰法令に触れる罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の者

※₃ 刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者

※₄ SNS に起因する事犯とは、SNS を通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※₅ ここでいう児童は 18 歳未満